

出雲市自治基本条例 原案

〔文案・内容説明〕

出雲市自治基本条例の原案がまとまりましたのでお知らせします。
この原案をもとに、広く意見募集を行い、さらに検討を加え、条例(案)としてとりまとめることとしています。

《目次》

| | |
|-----------------------------|----|
| ◆自治基本条例Q & A | 2 |
| ◆条例原案 | |
| 前文 | 3 |
| 第1. 目的 | 3 |
| 第2. 条例の位置づけ | 4 |
| 第3. 定義 | 4 |
| 第4. 自治の基本原則 | 5 |
| 第5. 市民 | 5 |
| 第6. 事業者 | 6 |
| 第7. 市議会 | 7 |
| 第8. 市長 | 7 |
| 第9. 市職員 | 7 |
| 第10. 市政運営 | 8 |
| 第11. 危機管理 | 9 |
| 第12. 市民活動・地域コミュニティ活動 | 10 |
| 第13. 住民投票 | 10 |
| 第14. 他の団体との関係 | 11 |
| 第15. 条例の検証・見直し | 11 |
| ◆出雲市住民投票条例（仮称）主要部分（案） | 12 |

◆◆条例原案へのご意見を募集します◆◆

- 募集期間：3月12日（月）まで
- 提出方法：郵送・ファクス・電子メール等で、ご意見・住所・氏名を記入し、政策企画課へ提出してください。
市ホームページに意見用紙を掲載していますが様式は問いません。
▽郵送：〒693-8530（住所不要）出雲市役所政策企画課
▽ファクス：0853-21-6729
▽電子メール：seisaku@city.izumo.shimane.jp
※電話・口頭でのご意見は受付できませんのでご了承ください。

◎寄せられたご意見は、個別には回答いたしません。市の考え方をとりまとめて後日公表します。

出雲市総合政策部政策企画課 〒693-8530 出雲市今市町70
電話：0853-21-6612 ファクス：0853-21-6729
ホームページ：http://www.city.izumo.shimane.jp/

平成24年2月

自治基本条例Q&A

Q. 「自治基本条例」ってなに？

自治基本条例は、自治を進めるための基本的なルール（原則や仕組み）を定めるもので、市民・議会・市長等が力を合わせて、より良いまちにしていくための約束事が書いてあります。

Q. なぜこのような条例が必要なのです？

地方分権の推進により、「自分たちのまちのことは、自分たちで責任を持ち、自分たちで決めていく」ことが求められるようになりました。出雲市でも、どのようにまちづくりを進めていくのかを明らかに、そのためのルールを条例という形できちんと決めておく必要があると考えています。

また、出雲市では「市民が主役のまちづくり」を進めており、昨年実施したアンケート(*)では、「住民は自ら積極的に市政に参加すべきである」、「住民は行政に積極的に協力すべきである」という問いに対して、それぞれ約7割の方が「そう思う」、「ややそう思う」との回答がありました。市民・議会・市長等の役割を決めて、これまで以上に市民参画のもとに市政を進めていけば、さらによりよいまちづくりができると考えています。

* 18歳以上の市民2千人を対象とした無作為抽出アンケート（回答率40.7%）

Q. 条例ができるとどうなるの？

すぐに何かの形で市民のみなさんの暮らしが変わるというものではありませんが、市政に参画する仕組みが整うことで、市民のみなさんの意向が適切に反映され、開かれた市政運営ができるようになり、市政に対する市民の関心やまちづくりに対する責任感が高まる効果が考えられます。

Q. 市民は必ずまちづくりに参画しなければいけないの？

まちづくりに参画しないことで何か影響を及ぼすものではありませんし、強制されるものでもありませんが、市民のみなさんには、自分ができる範囲で積極的にまちづくりに関わっていただきたいと考えています。

Q. 住民投票とはどんな制度なの？

住民投票は、議会と市長による二元代表制を補完するものとして、市政における重要な事項について住民の意思を直接確認するための制度であり、住民参画の手法の1つです。

原案は、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを定めておく、いわゆる常設型の制度を盛り込んでいます。この制度は、投票に関するルールを決めておくことで、必要が生じた際に速やかに対応でき、また、常に同一のルールで行うため、制度としてわかりやすく、安定していると考えています。

出雲市自治基本条例 原案

前文

神在月に八百万の神々がつどう私たちのまち出雲市は、「古事記」「日本書紀」「出雲風土記」などにも記された神話のふるさとです。私たち出雲市民は、古代出雲の繁栄を彷彿させる出雲大社や荒神谷遺跡、歌舞伎の創始者といわれる出雲阿国などロマンに満ちあふれた歴史と文化に、かぎりない誇りと愛着を抱いています。

私たちはまた、海・山・川・湖などこの出雲の豊かな自然、先人たちが培ってきた歴史・文化を、貴重な財産として引きついでいかなければならないと考えます。

私たちはいま、私たちのまちの魅力や資源を最大限に活かした観光・産業などの振興により、活力があふれ、生きいきと暮らしていくことのできる福祉と医療の充実したまちづくりに努め、未来を担う若者や子どもたちの誇りになりうるふるさとを築いていきます。

地方分権の進展や急激な少子高齢化など社会構造が大きく変化するなか、私たちは、地方自治の本旨を見つめ直し、市民、市議会・市議会議員、市長がそれぞれの責任と役割を自覚し、互いを尊重し、ともに力をあわせて、あすの出雲市を創造するためのしくみが必要であると考えます。

私たちは、まちづくりに積極的に取りくみ、「市民が主役のまちづくり」、市民が自ら考え、決定し、行動することを基本としながら、市民一人ひとりがお互いの存在を認め合い、夢と希望をもって暮らしていくことのできるまちを実現するため、ここに出雲市自治基本条例を制定します。

【説明】

この条例をつくることになった背景や思いなどを表現するために前文を置きました。

出雲市の歴史や地域特性、目指すまちづくり、条例制定の背景となる社会的情勢を記述し、最後に自治の基本理念とまちづくりに向けた決意などを表現しています。

第1. 目的

この条例は、出雲市における自治の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、市議会・市議会議員及び市長等の責務並びに市政の基本的事項を定めることにより、市民が主体となった自治を実現することを目的とします。

【説明】

「自分たちが住んでいる出雲市は、自分たちで責任をもって運営していく」という「市民が主役のまちづくり」を進めていくために、市民、市議会・市議会議員、市長等の果たすべき役割、出雲市の自治に関する仕組みや制度の基本を定めることをこの条例の目的とすることとしています。

第2. 条例の位置づけ

- ① 市民、市議会・市議会議員及び市長等は、この条例の趣旨を尊重します。
- ② 市議会及び市長等は、他の条例、規則、訓令及び告示の制定改廃並びに運用に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図ります。

【説明】

自治基本条例は、市民が主役のまちづくりを実現するための基本的なルールとして定めるものであり、市民、市議会・市議会議員、市長等のそれぞれが、この条例の趣旨を尊重することが大切です。

出雲市の他の条例や規則といった市政を運営していくための決まりごとは、この自治基本条例との整合性を図っていくことを定めています。

なお、この条例は、法律の範囲内で定められるものであり、憲法のように最高規範性を持つものではなく、他の条例等の運用の指針となる条例として位置づけられるものです。

第3. 定義

この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 住民
本市の区域内に住所を有する者
- (2) 市民
次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア. 住民
 - イ. 本市の区域内に通勤又は通学する者
 - ウ. 本市の区域内で事業を営む法人（以下「事業者」という。）
 - エ. 本市の区域内で公共的な活動を継続して行う団体
- (3) 市長等
市長及びその他の執行機関
- (4) まちづくり
より住みやすいまちをめざして行う公共的な活動
- (5) 市政
まちづくりのうち市議会又は市長等が行う活動
- (6) 参画
まちづくりに主体的に参加すること

【説明】

この条例の解釈にあたり、用語の意味を定義しています。

住民とは、本市に居住している人をいい、地方自治法と同様に外国人を含みます。

市民については、既に制定されている「出雲市まちづくり基本条例」、「出雲市安全で安心なまちづくり条例」、「出雲市暴力団排除条例」と同様の定義としています。出雲市のまちづくりの主体は、住民を中心としつつ、市内の学校に通学する学生や、市内の事業所に通勤する人、市内で事業を営んでいる法人、市内でNPO活動やボランティア活動を継続して行っている団体も含めて広い主体が関わりを持つことが必要であると考えています。市民の力を結集して出雲市のまちづくりをしていきます。

市長等とは、市長をはじめ市長を補助する職員、教育委員会や選挙管理委員会など市の執行機関をいいます。

まちづくりには市政も含まれるという考えのもとで、市議会や市長等が行う活動を市政としています。

参画とは、「参加」よりももっと主体的に参加することをいい、自ら積極的にまちづくりに関わっていくことを表しています。

第4. 自治の基本原則

この条例の目的を達成するため、自治の基本原則を次のとおり定めます。

- (1) 市民参画の原則 市議会及び市長等が、市民参画のもとで市政を行うよう努めること。
- (2) 情報共有の原則 市民、市議会及び市長等が、市政に関する情報を共有すること。
- (3) 連携・協力の原則 市民、市議会及び市長等が、相互に連携・協力してまちづくりを行うこと。
- (4) 自主性の原則 市民によるまちづくりは、自主性を基本とすること。

【説明】

市民、市議会、市長等が力を合わせてまちづくりをしていく上での基本原則として「市民参画の原則」「情報共有の原則」「連携・協力の原則」「自主性の原則」を定めています。

まちづくりの主体である市民の意向を反映した市政を行うためには、市民が市政に参画する機会を設けていくことが欠かせません。

市民がまちづくりに主体的に参加するためには、適切な時期に必要な情報が提供される必要があります。市議会、市長等は、市民の求めに応じて情報を提供するだけでなく、自らが積極的に情報を発信していくことが求められます。

また、まちづくりを進めていくには、市民、市議会、市長等が相互に連携し協力して行うことが重要です。

市民のまちづくりへの参画は、誰かに強要されるものではなく、自らが自主的に行うこととしています。

第5. 市民

(市民の権利)

- ① 市民は、市政に関して意見を表明し、参画することができます。
- ② 市民は、市政に関する情報を知ることができます。
- ③ 市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスを等しく受けることができます。

【説明】

まちづくりの主体としての市民に保障される権利を定めています。

市民は、誰でも市政に対して意見表明及び参画でき、また、市民が市政に参画するうえで、その判断材料として十分な情報を得ることを定めています。

市民が市政に参画していること、また参画しないことを理由として、行政サービスを受ける権利が制限されるなどの不利益な扱いを受けることがないことを明らかにしています。

(市民の責務)

- ① 市民は、本市における自治の担い手であることを自覚し、自治の実現に取り組むよう努めます。
- ② 市民は、自らの発言と行動に対する責任を自覚して参画するよう努めます。
- ③ 市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスに要する費用について応分の負担をします。

【説明】

市民の権利において、市民の市政に参画する権利を定めていますが、一方で、権利と責務は表裏一体であることから、ここでは、市民は自らが自治の担い手であることを自覚して、主体的にまちづくりに取り組む責務があること、参画にあたっては自らの発言や行動に責任を持つことも大切であることを定めています。

また、市民が法令等に基づいて行政サービスを受けることができる反面、その費用を負担することが市民の基本的な責務であることを定めています。

(青少年・子どものまちづくりへの関わり)

- ① 満20歳未満の青少年・子どもは、市民の一員として尊重されます。
- ② 満20歳未満の青少年・子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法でまちづくりに関わるすることができます。

【説明】

20歳未満の青少年・子どもは市民に含まれますが、次代のまちづくりを担う子ども達を大切にしたいという思いから、改めて市民の一員であることを明確にしています。

20歳未満の青少年・子どもは選挙権もなく、市政への参画は限定されることとなりますが、まちづくりを推進していく中で、まちづくりは大人だけが行うものではなく、年齢にふさわしい方法でまちづくりに関われることを定めています。

第6. 事業者

(事業者の役割)

事業者は、地域社会の一員としての責任を自覚し、地域との調和を図るとともに、環境に配慮したまちづくりの推進に努めます。

【説明】

事業者も市民に含まれますが、事業活動に伴って地域社会に対して大きな影響力をもっていることから、改めて事業者のまちづくりに対する役割を明確にしています。

事業者は、地域社会を構成する一員としての責任を認識して、地域のつながりや生活・文化、景観、自然環境などに配慮して、より住みやすいまちづくりの推進に努めていくことを定めています。

第7. 市議会

(市議会の責務)

- ① 市議会は、出雲市議会基本条例に則り、住民の代表機関として本市の意思決定を行い、市長等が行う施策を監視するとともに、政策の立案に努めます。
- ② 市議会・市議会議員は、市民の意向を的確に把握したうえ、議会活動を行い、市政に反映させるよう努めます。
- ③ 市議会・市議会議員は、その活動に関する情報を市民にわかりやすく提供し、情報の共有に努めます。

【説明】

地方分権の進展に伴い、自治体の責任の範囲が拡大することから、意思決定機関、立法機関としての議会の責任は大きくなっていくと考えられます。

市議会では、議会運営の基本的な事項については出雲市議会基本条例が制定されています。その上で、この条例では、より市民にとって開かれ、身近に感じられる市議会であるために、市民の意向を的確に把握して議会活動に反映させることや、自治の基本原則で定めた情報共有の原則に基づいた議会活動の情報提供に努めることを定めています。

第8. 市長

(市長の責務)

- ① 市長は、本市の代表者として、市政の基本方針を明らかにするとともに、リーダーシップを発揮し、市政を行います。
- ② 市長は、市民の意向を的確に把握し、その施策に反映させるよう努めます。

【説明】

市長は、出雲市の代表者としての認識のもと、市民に対して施政方針などにより市政に関する基本方針を明らかにし、リーダーシップを十分に発揮して市政を行っていくことを定めています。

また、市長は、広く市民の声を聴きながら意向を的確に把握し、これを施策に反映させる責務を持つことを定めています。

第9. 市職員

(市職員の責務)

- ① 市職員は、市民の視点に立って、公正かつ誠実にそれぞれの職務を果たします。
- ② 市職員は、職務の遂行に当たり、積極的に市民と連携・協力するよう努めます。
- ③ 市職員は、任務の重要性を自覚するとともに、それぞれの職責を全うするため、知識の習得と能力の向上に努めます。

【説明】

市職員も市民の一員であることを自覚しながら、市民の視点に立って公正・誠実に職務を行うこと、また、職務に取り組む際には、市民との連携・協力を努めていくことを定めています。

さらに、職員としての責任を果たすため、能力の向上等に努めることを定めています。

第 10. 市政運営

(市政運営の基本原則)

市議会及び市長等は、次に掲げる事項を基本原則として市政を行います。

- (1) 市民参画 市民参画の機会を確保するとともに、市民からの意見や提案等を市政に適切に反映させるよう努めること。
- (2) 情報公開・情報共有 市政に関する情報の公開又は積極的な提供に努め、市民と情報を共有すること。
- (3) 個人情報保護 市議会及び市長等が保有する個人情報を適正に取り扱うこと。
- (4) 説明責任 施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容を市民にわかりやすく説明すること。
- (5) 応答責任 市民の市政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に応答すること。

【説明】

「自治の基本原則」に基づいた市政運営の基本となる考え方を定めています。

生活様式が多様化する中、市民のさまざまな要望に的確に応え、市民福祉の増進を図っていくために、市政への市民参画を推進していくことが必要です。

市政に関する正確な情報を持つことが、市民がまちづくりについて考え、市政に参画するための前提となるため、情報の共有を図っていきます。

一方で、情報公開や情報提供の推進とともに、個人情報保護制度の適正な運用が重要です。

市の施策等の立案から、実施、評価の各段階において、市民にわかりやすく説明することは、市政の透明性確保につながります。また、市民が市政に関心を持ち、参画することにもつながると考えます。

さらに、市民からの市政に関する意見、要望等には、丁寧に対応していきます。

(計画的な市政運営)

- ① 市長等は、本市の将来像を示す基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」という。）を策定し、その計画に基づいて総合的かつ計画的に市政を行います。
- ② 市長等は、総合計画の策定にあたっては、市民参画の機会を確保し、市議会の議決を経て定めます。
- ③ 市長等は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表するよう努めます。
- ④ 市長等は、市政に関する各分野の計画策定にあたっては、総合計画との整合性を図ります。

【説明】

地方自治法では、議会の議決を経て基本構想を定め、これに基づいて市政運営を行わなくてはならないと定められていましたが、地方の自主性に任せるということから、策定の義務付けが廃止されました。

現在、出雲市では「21世紀出雲のグランドデザイン」を策定していますが、地方自治法の義務付けが廃止された後も、本市が行う政策・施策などの根拠となる総合的な計画を策定し、市政運営の指針として位置づけていくことを定めています。

総合計画は、市民の参画を得ながら検討し、議会の議決を経て決定することを明記し、また、各分野の計画を策定する際には、総合計画との整合性を図っていくことを定めています。

（財政運営）

- ① 市長等は、中長期的な展望に立った財政計画を作成し、それに基づいて健全な財政運営に努めます。
- ② 市長等は、財政状況を市民にわかりやすく公表します。

【説明】

非常に厳しい出雲市の財政状況の中、短期的な効率性を重視するのではなく、中長期的な展望に立って健全な財政運営をしていくことが必要です。

また、財政運営の透明性を確保するため、市民に財政状況をわかりやすく公表し理解してもらうことを定めています。

（行政評価）

市長等は、市政における施策の成果と達成度に関して評価を実施し、その結果を公表するとともに、施策に反映させるよう努めます。

【説明】

計画、予算、実施、評価の連動した市政を行うため、実施した施策等がどの程度の成果があり、また目標をどの程度達成したのかを検証し評価するとともに、その結果を公表することを定めています。

また、評価によって得た結果を、施策等の見直しや新たな施策の立案に反映していくことを定めています。

第 11. 危機管理

- ① 市議会及び市長等は、災害等に対処するため、市民、関係機関との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び防止対策を行います。
- ② 市民は、災害等の発生時に果たすべき役割を認識し、自らを守る努力をするとともに、相互に協力して災害等に対処するよう努めます。

【説明】

自然災害、テロ、感染症などの事態に対処するため、市長等は市民、関係機関との連携、協力を図り、危機管理体制を確立するとともに、未然の防止対策を行うことを定めています。

東日本大震災の経験から、災害等の緊急時には、市民相互の自助、共助の支え合いが重要であることを再認識しました。市民が相互に助け合っって災害時に対処することが必要であるため、平時から相互連携を深めておくことを定めています。

第 12. 市民活動・地域コミュニティ活動

- ① 市長等は、公共の利益や社会貢献を目的とする市民活動（以下「NPO活動等」という。）及び地域のコミュニティ活動の自主性と自立性を尊重します。
- ② NPO活動等を行うものは、それぞれの特性を生かした活動を通して、まちづくりに参加します。
- ③ 住民は、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自主的に町内会、自治会等の地域のコミュニティ活動に参加し、地域の課題解決に向けて協力します。
- ④ 市長等は、町内会、自治会等への加入や参加が促進されるために必要な環境づくりに努めます。
- ⑤ 市長等は、①に掲げる活動に対して適切な支援を行います。

【説明】

公共の利益や社会貢献を目的とする市民活動や地域のコミュニティ活動について定めています。

出雲市においても、それぞれの特性を生かし自発的にまちづくりに参加する多くのNPO活動等が行われており、その活動はまちづくりに不可欠なものであると認識しています。

市長等は、自主性と自立性を尊重しながら、その活動がより一層行われるよう、また、新たなNPO活動等が行われるよう適切に支援していくことを定めています。

東日本大震災の経験から、町内会等の地域のコミュニティ活動は、安心・安全な暮らしのために重要な役割を担っていることを学びました。市長等はその重要性を十分に認識し、町内会等への加入や参加が促進されるように必要な支援をするとともに、そのための環境づくりに努めることとしています。

また、住民はその活動への参加を通じて、防災や交通安全、ごみの問題などの地域の様々な課題の解決に向けて協力していくことを定めています。

第 13. 住民投票

- ① 市長は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。
- ② 住民投票の投票資格者は、満 20 歳以上の日本国民で、市議会議員及び市長の選挙権を有する者としてします。
- ③ 住民投票を実施できる場合は次のとおりとします。
 - (1) 投票資格者が、その総数の 6 分の 1 以上の者の連署をもって発議したとき。
 - (2) 市議会が、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決を得て、発議したとき。
 - (3) 市長が、市議会の同意を得て、自ら発議したとき。
- ④ 市長は、住民投票を実施するときは、住民が判断するために必要な情報を提供しなければなりません。
- ⑤ 市議会・市議会議員及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- ⑥ 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めます。

【説明】

市議会と市長による二元代表制を補完するものとして、出雲市が直面する重要事項や、将来に大きな影響を及ぼすような事項に限り、住民の意思を確認するための最終的な手段として住民投票が実施できることを定めています。

条例による住民投票は拘束性を持つものではありませんが、市の意思決定に大きな影響を与えるものであり、この住民投票の投票資格者は、公職選挙法の資格や地方自治法の直接請求（条例の制定改廃請求、議会の解散請求、市長・議員の解職請求等）の資格に準じて満20歳以上の日本国民で出雲市の市議会議員及び市長の選挙権がある人としています。

住民投票は、投票資格者、市議会、市長のそれぞれから発議することができ、あらかじめ定めてある要件を満たした場合に実施される、いわゆる常設型の制度としています。

投票資格者が発議する場合は「投票資格者の1/6以上」の署名が必要としています。これは濫用を防止する観点からも、一定程度の署名数が必要であるとの考えによるものであり、「市町村の合併の特例に関する法律」において合併協議会の設置を請求できる署名数と同等としています。参考ですが、出雲市において1/6の署名数は、約2万3千人です。

市議会が発議する場合は、地方自治法において議案が提案できる規定と同様に「議員の定数の1/12以上」とし、市長の場合は、自ら発議ができますが、これも濫用を防止する観点から、市議会の同意を必要としています。

なお、住民投票の結果については、拘束されるものではありませんが、市議会・市議会議員及び市長等は尊重しなければならないとしています。

この他、住民投票の実施にあたっては、投票方法や成立要件などの詳細な事項を定める必要がありますが、別に「出雲市住民投票条例（仮称）」（※）を制定して定めていくことにしています。

※「出雲市住民投票条例（仮称）」主要部分（案）を12ページに記載しています。

第14. 他の団体との関係

（広域的な連携）

市議会及び市長等は、広域的な課題を解決し、より良い行政サービスを提供するため、国及び他の地方公共団体と連携・協力して地域の発展に努めます。

【説明】

市民の生活圏・経済圏の広がりとともに、行政課題も広域化し、出雲市だけでは解決が難しい課題も多くなっています。このような課題の解決のため、国、県及び近隣の地方公共団体と連携・協力をしていくことを定めています。

第15. 条例の検証・見直し

- ① 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとにこの条例を検証し、所要の見直しその他必要な措置を講じます。
- ② 市長は、市民の参画を得て、この条例の検証・見直しを行うための機関を設置します。

【説明】

この条例は、その性格上、簡単に改正するものではありませんが、この条例の実効性を確保するため、定められた内容が実践されているか、また社会情勢の変化に即したものとなっているかなどを検証していく必要があると考えます。

このため、一定の期間ごとに市民が参画する機関によって条例の検証・見直しをすることを定めています。

《「出雲市住民投票条例（仮称）」主要部分（案）》

自治基本条例により定められることになる「出雲市住民投票条例（仮称）」の主要な部分について、現在の考え方を記載しています。

この条例についても今後検討したうえで、成案を得たいと考えています。

（市政に関する重要事項）

出雲市自治基本条例に定める「市政に関する重要事項」とは、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があると認められる事項であって、市及び住民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- （1）市の権限に属さない事項（市の意思として明確に表示しようとする場合は除く）
- （2）議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- （3）もっぱら特定の住民又は地域にのみ関係する事項
- （4）市の組織、人事及び財務に関する事項
- （5）その他、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

【説明】

住民投票は、その制度の重要性から、安易に実施されることは避ける必要があります。

住民投票を実施するためには、市政全体に関わる重要な事項であり、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があることと、市及び住民全体に直接の利害関係を有することを満たす必要があり、かつ(1)～(5)を除いた事項であることを定めています。

住民投票の対象事項としては、市町村合併の是非や大型公共施設の建設の是非などが想定されます。

（成立要件）

住民投票は、1つの事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しないものとする。この場合においては、開票は行わない。

【説明】

出雲市自治基本条例において、市議会・市議会議員及び市長等は、投票結果を尊重しなければならぬとしています。ある程度の投票者数がなければ住民の総意と判断するのは難しいため、投票率が50%未満の場合には住民投票は成立せず、開票も行わないことを定めています。参考ですが、出雲市では約7万人以上の投票が必要です。

（再発議の制限期間）

この条例による住民投票が実施された場合には、結果の告示から2年が経過するまでの間は、同一又は同旨の事項について住民投票を発議することができない。

【説明】

濫用防止の観点からも、同一・同旨の事項について何度も住民投票を実施することを避けるために、再発議の制限期間を設けています。これは、大きな状況の変化がない限り、短期間で住民の総意が変化することは考えにくいこと、住民投票を何度も実施すると財政に過大な負担が生じることから定めています。